

## 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の 見直しの基本的考え方（案）について意見を募集します

現在、川崎市では、都市計画区域内における広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しに向けた検討を進めております。

今回の見直しにあたり、少子高齢化の進展・人口減少社会への転換、新型コロナウイルス感染症の影響、脱炭素化にむけた取組の加速、自然災害の激甚化・頻発化など、本市の都市づくりを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、「川崎市総合計画」と整合を図ったうえで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しの基本的考え方（案）を作成しました。

つきましては、市民の皆様からの御意見を次のとおり募集します。

### 1 意見募集期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月5日（木）まで

### 2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、支所、図書館・分館、市民館・分館、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、まちづくり局計画部都市計画課（明治安田生命川崎ビル5階）

### 3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出。

#### （1）郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（明治安田生命川崎ビル5階）

#### （2）FAX

FAX番号 044-200-3969

#### （3）電子メール

50tosike@city.kawasaki.jp または市ホームページの

パブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>

▼市パブリックコメント ホームページ



※（1）、（2）については意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。

### 4 意見の取扱いについて

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめて、後日ホームページ等で公表する予定です。

問合せ先  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課 佐々木  
電話：044-200-2710